建設業の死亡災害増加アラート！

死亡災害撲滅緊急対策

神奈川県内の建設業において、令和5年8月末現在で労働災害により11名の方が亡くなられており、8月末時点では**過去10年間で最多**の状況です。

発生状況をみると、基本的な労働災害防止対策が十分に講じられていなかったケースが多くみられます。積極的な安全衛生管理活動の実践、作業手順の確認と安全衛生教育の充実に努めてください(最多の墜落死亡災害の概要は裏面)。

8月末時点の建設業死亡災害の推移(人)

	8月末現在	年間件数(参考)
平成25年	9	13
平成26年	9	12
平成27年	8	10
平成28年	6	9
平成29年	4	6
平成30年	6	10
令和元年	7	10
令和2年	7	14
令和3年	10	21
令和4年	6	8
令和5年	11	

令和5年死亡災害の内訳(人)

墜落、転落	4
崩壊、倒壊	2
飛来、落下	1
切れ、こすれ	1
おぼれ	1
交通事故	1
その他(蜂刺され)	1

全業種も死亡労働災害増加中！

概要は神奈川労働局ＨＰで⇒

例年、建設業の死亡災害件数の1/3～半数程度が「墜落、転落」によるもので、これ以外はさまざまな災害の型で発生していました。本年も、「墜落、転落」が4件、そのほか「崩壊、倒壊」「飛来、落下」「切れ、こすれ」「おぼれ」「交通事故」などであり、引き続き、現場のあらゆる工程において注意が必要です。

労働災害防止のための重点実施事項

1　正しい作業手順と安全作業の基本の順守
2　作業開始前の打ち合わせの実施（予定外作業が生じた場合はその都度）
3　「安全の見える化」の推進　　4　安全衛生教育の充実

安全通路の見える化(安全通路の確保・整理整頓)

立入禁止区域の見える化

作業内容の見える化

神奈川労働局・各労働基準監督署 R5.9.28

Safe work KANAGAWA

令和５年の建設業墜落死亡災害事例

2月発生 河川工事現場で、ドラグ・ショベルでフレキシブルコンテナバッグ2個(計2.44t)を吊って旋回中、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。

チェック

作業計画は安全作業を考慮しているか？

吊り荷が定格荷重を超えていないか？

6月発生 道路新設の橋梁上部工現場で、吊り足場を橋桁の下に組立て中、足場の単管の隙間(約2×1m)から約13m下の地面に墜落した。

チェック

墜落制止用器具(ハーネス)のフックを親綱にかけているか?

作業内容を考慮して親綱を設置しているか？

8月発生 傾斜地にあるマンションの敷地の除草現場で、刈払機等を使い1人作業中、擁壁の天端（幅約60cm）から、当該擁壁とマンション躯体の間の開口部に約9m墜落した。

チェック

墜落危険個所では手すり、墜落制止用器具等墜落防止対策をとっているか？

8月発生 屋根瓦のふき替え工事において、瓦の荷揚機が停止したため、足場の昇降設備ではなく、荷揚機を取り付けていた二連はしごを降りているとき、高さ4m付近から墜落した。

チェック

適正な昇降設備を使用しているか?

保護帽(墜落用)を着用しているか？

※ 上記については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更(業務に起因しない場合における事案の削除を含む。)を行う可能性があります。